

特定非営利活動法人あきたアクティビティケア研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あきたアクティビティケア研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県由利本荘市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く市民に対して、遊びや芸術活動などのアクティビティを通じた人と人とのつながりづくりに関する事業を行い、高齢者の生活の質(QOL)を高め、子どもの主体性や協働性を育むことにより、誰もが安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① アクティビティ・ケア普及事業
 - ② アクティビティ・ケアに関する調査研究事業
 - ③ 新たなアクティビティ・ケア開発事業
 - ④ アクティビティ・ケアに関する人材育成事業
 - ⑤ 多世代交流事業
 - ⑥ あそびを通じた子どもの健全育成事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込む

ものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行す

る。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法より同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、認定NPO法人芸術と遊び創造協会に譲渡するものとする。

（合併）

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、内閣府NPO法人ポータルサイトおよびこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示する。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	太田晃
副理事長	熊谷悦子
理事	猪股留美子
同	佐藤涼子
監事	熊田真子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、令和8年3月31日までの入会金及び会費は免除するものとする。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 正会員入会金 | 0円 |
| 正会員会費 | 1,000円（1年間分） |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費 | 3,000円（1年間分） |

役員名簿

(特定非営利活動法人あきたアクティビティケア研究会)

役職名	(ふりがな) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	(おおた あきら) 太田 晃		無
副理事長	(くまがい えつこ) 熊谷 悦子		無
理事	(いのまたる みこ) 猪股 留美子		無
理事	(さとうりょうこ) 佐藤 涼子		無
監事	(くまた まこ) 熊田 真子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、私たちの住む地域では高齢化や人口減少の進行、さらには少子化が重なり、地域社会において単身世帯の増加やコミュニティ機能の低下が顕在化しています。こうした状況により、住民同士の交流機会は減少し、社会的孤立やフレイルの進行、子どもの育ちの環境低下など、多様な社会課題が生じています。これらの課題に対し、年齢や背景を問わず参加できる創造的な活動や交流の場を確保することは、地域の活力維持に不可欠であると考えます。

私たちは、遊びや芸術活動などのアクティビティを通して「楽しさ」や「意欲」を引き出し、人と人とのつながりを育む取り組みを重視してきました。創造的な活動を誰かと共有する経験は、高齢者の生活の質（QOL）を高めるだけでなく、子どもにとっても主体性や協働性を育む重要な機会となります。

この理念のもと、私たちは平成30年（2018年）よりワークショップの開催や地域ミニデイサービスの支援を通じ、アクティビティ・ケアの普及に努めてきました。また、令和3年（2021年）には医療法人佐藤病院が運営する老方診療所の待合室を活用し、地域の高齢者の社会的処方として位置づけた「まちプラ」事業において継続的な活動を行いました。さらに、認定NPO法人芸術と遊び協会の協力を得てイベントで「おもちゃの広場」を展開し、多世代交流の促進や子どもの主体的な遊び環境の提供にも取り組んでいます。令和7年（2025年）には介護福祉施設を巡回する「あそびの縁日」を開催し、利用者の心身の活性化を図りました。

これらの取り組みへの理解者や支援者も増えており、活動の必要性が高まっていることを実感しています。今後は特定非営利活動法人として組織基盤を整え、透明性を確保しながら、アクティビティ・ケアを地域に根づかせ、誰もが安心して暮らせる社会の実現に寄与したいと考えています。

2 申請に至るまでの経過等

平成30年12月16日	アクティビティ・ケア	ワークショップ開始
令和元年7月12日	老施協との共催による	アクティビティ・ケアを学ぶ集い開催
令和3年11月19日	「まちプラ」で任意団体として	活動を開始
令和7年4月12日～13日	「おうち春まつり」に	おもちゃの広場ブースを開設
令和7年5月16日	介護老人福祉施設での	「あそびの縁日」開始
令和7年12月8日	NPO法人設立に向けた	勉強会
令和8年1月24日		設立総会

令和8年1月24日 /

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あきたアクティビティケア研究会 /

設立代表者氏名 太田 晃 /

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日 から 令和8年3月31日 まで

特定非営利活動法人あきたアクティビティケア研究会

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人を設立し、関係団体と翌年度の活動スケジュール等について調整する。
また、希望する会員をアクティビティ・ケア全国大会に派遣する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
アクティビティ・ケア普及事業 /	・実施依頼施設等でアクティビティ・ケアを提供し、高齢者のQOL向上を図り、生活継続の意欲を引き出す。	本年度は実施予定なし	—	—
アクティビティ・ケアに関する調査研究事業 /	・アクティビティ・ケアの普及と深化を目指し、調査・研究を行う。	本年度は実施予定なし	—	—
新たなアクティビティ・ケア開発事業 /	・新たなアクティビティ・ケアメニューの試作、試用を実施する。 ・新たな用具等を整備する。	本年度は実施予定なし	—	—
アクティビティ・ケアに関する人材育成事業 /	・アクティビティ・ケアに関する会員の研修参加に補助する。	(A)3月1日 (B)国立オリンピック記念青少年総合センター (C)3人	(D)会員の参加希望者 (E)3人	150
多世代交流事業 /	・年代にかかわらず、多世代でおもちゃを用いた遊びの場を開設する。	本年度は実施予定なし	—	—
あそびを通じた子どもの健全育成事業 /	・子どもを対象にした「おもちゃの広場」を開設する。	本年度は実施予定なし	—	—

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

特定非営利活動法人あきたアクティビティケア研究会

1 事業実施の方針

老方診療所「まちプラ」、介護福祉施設等でアクティビティ・ケアを提供し、普及を図るとともに、アクティビティインストラクター養成講座の開催など今後の人材育成事業に向けた準備を行う。

また、地域イベント等を活用し多世代交流や子供の健全育成を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
アクティビティ・ケア普及事業	・実施依頼施設等でアクティビティケアを提供し、高齢者のQOL向上を図り、生活継続の意欲を引き出す。	(A)4月～12月延16回 (B)老方診療所 萬生苑ほか (C)延80人	(D)一般市民及び施設利用者 (E)延300人	80
アクティビティ・ケアに関する調査研究事業	・アクティビティケアの普及と深化を目指し、調査・研究を行う。	(A)随時 (B)鶴舞会館 (C)4人	(D)会員 (E)10人	50
新たなアクティビティ・ケア開発事業	・新たなアクティビティケアメニューの試作、試用を実施する。 ・新たな用具等を整備する。	(A)随時 (B)鶴舞会館 (C)4人	(D)会員 (E)10人	50
アクティビティ・ケアに関する人材育成事業	・アクティビティケアに関する会員の研修参加に補助する。	(A)10月 (B)東京都ほか (C)3人	(D)会員の参加希望者 (E)3人	150
	・アクティビティインストラクター養成講座の開催検討	(A)随時 (B)メールおよびオンライン (C)4人	検討・打ち合わせのため受益者なし	
多世代交流事業	・年代にかかわらず、多世代でおもちゃを用いた遊びの場を開設する。	(A)9月 (B)由利本荘市文化交流館カダーレほか (C)6人	(D)一般市民 (E)100人	50

あそびを通じた子どもの健全育成事業	・子どもを対象にした「おもちゃの広場」を開設する。	(A)4月 (B)由利本荘市総合体育館ほか (C)6人	(D)一般市民 (E)200人	50
-------------------	---------------------------	-----------------------------------	--------------------	----

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日 から 令和8年3月31日 まで
 特定非営利活動法人あきたアクティビティケア研究会
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			0
2 受取寄附金			
受取寄附金			0
3 受取助成金等			
受取民間助成金			0
4 事業収益			
〇〇事業収益			0
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			0
経常収益計			0
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	150,000		
借り上げ料			
材料等購入費			
業務委託費			
支払利息			
その他経費計	150,000		
事業費計		150,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	10,000		
借り上げ料			
雑費	10,000		
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			170,000
当期経常増減額			△ 170,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			△ 170,000
設立時正味財産額			449,245
次期繰越正味財産額			279,245

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度 活動予算書
 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
 特定非営利活動法人あきたアクティビティケア研究会
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費			
		10,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		
		500,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			0
4 事業収益			
多世代交流事業収益	10,000		
		10,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			0
経常収益計			520,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	200,000		
借り上げ料	130,000		
材料等購入費	50,000		
業務委託費			
支払利息			
その他経費計	430,000		
事業費計		430,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	30,000		
借り上げ料	10,000		
雑費	20,000		
その他経費計	70,000		
管理費計		70,000	
経常費用計			500,000
当期経常増減額			20,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			20,000
前期繰越正味財産額			279,245
次期繰越正味財産額			299,245

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。